

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年10月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400107号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400036号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで

A社の担当者には、平成2年5月31日付けで退職する旨伝えたので、平成2年6月1日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日になるはずだが、平成2年5月31日が喪失日になっている。平成2年5月分の厚生年金保険料は控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は、平成2年5月30日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である平成2年5月31日と整合している。

また、B社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間当時、A社に月末まで在籍していた旨回答した複数の同僚についても、オンライン記録によると、月末に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該同僚に係る雇用保険の離職年月日と整合している。

加えて、A社を平成*年*月から同年*月まで休業し、平成*年*月31日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚から提出された雇用保険被保険者離職票-2、給料支給明細書及び社会保険料等の請求に関する「お知らせ」からは退職月に係る厚生年金保険料の控除について確認できず、当該同僚は、退職月に係る社会保険料は請求されていなかったと思われる旨陳述している上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の退職月に係る平成2年5月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認又は推認できない。

また、複数の同僚に照会したものの、請求者の退職年月日を記憶している者は

おらず、請求期間における請求者の勤務実態について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。